

狛江第六小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（「狛江市いじめ防止基本方針」より）

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童に対して、当該児童と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

生活指導部会内に「いじめ防止委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー等と連携する。

(1) いじめ防止委員会の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・月一回の生活指導部会において、いじめ防止についての取り組み状況等の情報交換を行う。
- ・毎週金曜日の生活指導夕会において、児童の状況の情報交換を行う。
- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 相談体制

- ・校務分掌に、「校内委員会」を設置し、特別な教育的支援を必要とする児童について校内支援を行う。教育相談員による個別の児童や学級集団の観察を、定期的に行い、児童、保護者、教員に対してよりより学校生活を送るための助言と、情報の共有を行う。

エ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校便り等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

オ いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。（目安として3か月）

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、WebQUアンケートの結果を分析し、いじめの状況を客観的にとらえ、学級経営に活用する。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 児童アンケートを定期的実施し、小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 特に、思春期の入口の5年生においては、全児童に対しスクールカウンセラーとの面接を行う。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや教育相談員、SSW等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への指導を徹底し、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び児童・保護者へのアンケートを実施し、いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

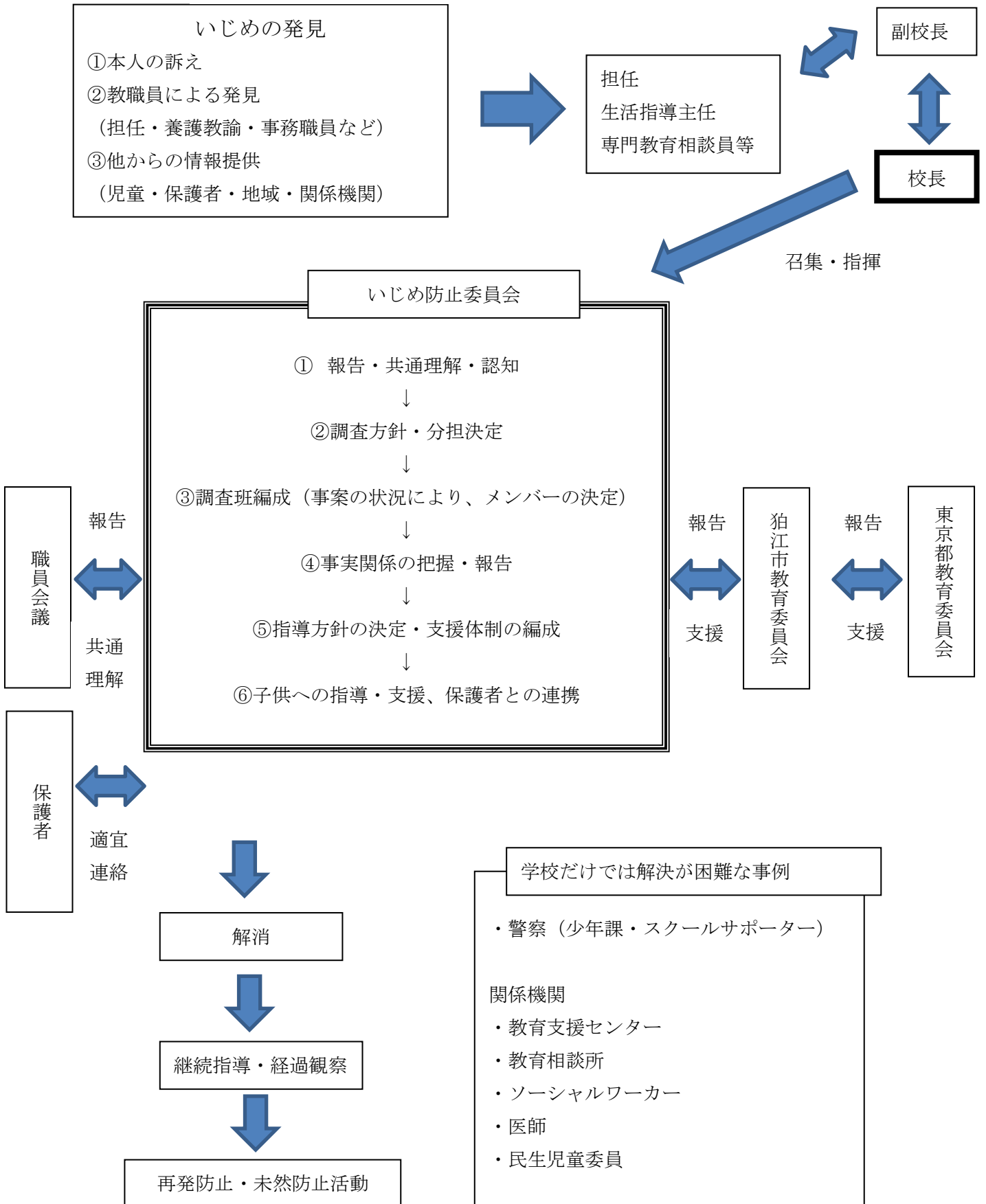
6 留意事項

- (1) 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、学校生活支援シートや個別支援計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことができる。
- (2) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- (4) 東日本大震災等の自然災害により被災した児童又は、原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (5) ウィルスなどによる流行性の疾患に係る児童に対するいじめを防止するために、罹患者や関係者について、教職員・児童・保護者への正しい理解を促進する。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

7 組織的ないじめ対応の流れ



8 いじめ未然防止のための年間指導計画

	主な取り組み	具体的な活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の周知 ○児童観察・理解 ○校内委員会全体会 ○学級づくり ○保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」を共有。 ・保護者にはメールと保護者会で周知。 ・児童には第三次「いじめ総合対策」を活用して指導。 ・全担任やスクールカウンセラーとの引き継ぎ事項の確認。 ・配慮児童に対する教職員の共通理解。 ・学年会における、学年経営・学級経営方針の決定。 ・学校・学年・学級の指導方針の説明。 ・道徳を中心とした、いじめ防止教材を活用した授業を実施。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○5年全員面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーとの面談を実施し、児童の様子を把握
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間 ○児童アンケート ○Web - QU 調査 ○巡回相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた指導方法の再確認。 ・いじめの有無の調査。 ・代表委員会を中心とした、児童によるいじめ防止の活動。 ・友達関係や学校生活における意識調査。 ・専門家による、配慮児童の分析と指導方法の助言。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○Web - QU 調査分析 ○個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任・学年による調査結果の分析・指導の見直し。 ・Forms でのアンケート ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題の理解と対策についての事例研修。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休みの生活調査 ○保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から、夏休みの児童の様子を把握。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回相談 ○個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による、配慮児童の分析と指導方法の助言。 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間 ○児童アンケート ○Web-QU 調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無の調査。 ・道徳を中心とした、いじめ防止教材を活用した授業を実施。 ・代表委員会を中心とした、児童によるいじめ防止の活動。 ・友人関係や学校生活における意識調査。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○Web-QU 調査分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任・学年による調査結果の分析・指導の見直し。 ・Forms でのアンケート
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から、冬休みの児童の様子を把握。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間 ○児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無の調査。 ・道徳を中心とした、いじめ防止教材を活用した授業を実施。 ・代表委員会を中心とした、児童によるいじめ防止の活動。 ・アンケートによる児童の意識調査の実施。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内委員会全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮児童についての共通理解と、成果と今後の課題。 ・引き継ぎ事項の確認と整理。